



平成 25 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表取締役社長兼最高経営責任者
(C E O) 長倉 統己
(コード番号 3647 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長
矢野 浩司
(T E L : 03-3796-0650)

第 4 回～第 6 回行使価額固定型新株予約権（第三者割当）の発行及び
コミットメント条項付き新株予約権買取契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 15 日開催の取締役会において、第三者割当による第 4 回～第 6 回行使価額固定型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント条項付き新株予約権買取契約を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 10 月 31 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	59,750 個（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 4 回新株予約権、20,000 個 第 5 回新株予約権、20,000 個 第 6 回新株予約権、19,750 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,237,500 円（第 4 回新株予約権 1 個あたり 37 円、 第 5 回新株予約権 1 個あたり 15 円、第 6 回新株予約権 1 個あたり 10 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：5,975,000 株

資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） (5)	377,956,250 円（差引手取概算額） （内訳）新株予約権発行による調達額： 1,237,500 円 新株予約権行使による調達額： 400,125,000 円 新株予約権発行にかかる諸費用：23,406,250 円 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額及び行使期間	行使価額 第4回新株予約権、60 円 第5回新株予約権、66 円 第6回新株予約権、75 円 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（2年間）
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付新株予約権買取契約を締結する予定です。当該買取契約においては、本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、中核事業会社である株式会社SBY（以下「SBY社」という。）と事業会社の株式を保有しグループ全体の経営戦略及び管理業務（財務・経理・総務・人事・情報システム）を担うことを役割とする当社からなる持株会社制をとっています。

当社は平成25年6月28日に新株予約権（行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当））の処分を行なうことにより資金調達を実施致しました。調達した資金は、平成24年10月15日「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」で開示済みの中期収益目標（平成26年8月期及び平成27年8月期業績目標）の実現に向け、順次充当予定であります。具体的には、SBY社による業容を拡大し更なる収益力の強化のため、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資のほか、SBY社の新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資に充当致します。

平成 25 年 4 月 18 日にオープン致しました「WoMANiA 梅田オーパ店」は「SBY SHIBUYA109 店」に IN SHOP 形態で展開しているビューティコスメショップ「WoMANiA」の 2 店舗目として、日本を代表する繁華街、梅田に関西エリア初出店致しました。WoMANiA 梅田オーパ店に関しては、関西エリアの基幹店となるべく、販売促進費及び広告費を積極的に投資する予定であります。

今回の調達資金は、上記の前向きな投資をより積極的に展開するために、当社の経営基盤を強固にすべく、一部金融機関借入の返済資金に充当致します。

更に平成 25 年 7 月 31 日に「当社連結子会社による株式会社 F 1 メディアとの業務提携に関するお知らせ」にて開示の通り、F 1 層（20 歳～34 歳の女性）市場におけるマーケティング調査力、商品開発等の拡充を進めるに当たって、SBY 社がもつビジネスアライアンス及びコンテンツ・ブランドで培った商品の企画、開発、広告宣伝計画及び販売促進計画ノウハウ並びにコンセプトマーケティングショップ直営店 4 店舗、F C 店 2 店舗の店舗運営を通じて培った小売販売ノウハウとクールジャパンの象徴として外務省・東京都等が後援している史上最大級のファッションフェスタである東京ガールズコレクションを企画運営する株式会社 F 1 メディア社（以下「F 1 メディア社」という。）がもつ東京ガールズコレクションのブランド力、東京ガールズコレクションで得たノウハウを F 1 層（20 歳～34 歳の女性）市場において競争力を相互に補完し、事業のさらなる発展を目指すことを目的とし、F 1 メディア社との間で包括的な業務提携契約を締結いたしました。「東京ガールズコレクション」は「日本のガールズカルチャーを世界へ」をテーマに 2005 年 8 月から年 2 回開催している、史上最大級のファッションフェスタであり、日本国外への情報発信や外国人誘客を企図して、外務省、観光庁、東京都、が後援しているイベントであります。こうした日本のポップカルチャーは、世界中から注目を集め、『かわいい』という言葉が世界各国で使われているように、日本の新しい文化として世界に徐々に浸透してきております。当社は今回の業務提携により飛躍的な知名度の向上に期待が持てる現在を、海外戦略を計る上で絶好の機会と認識しております。とりわけ、世界の中でも高水準の経済成長が持続的に見込める東南アジアを最重要地域と位置付け、これらの国の中間層の取込みが当社の経営戦略の今後の核となるよう取組んでまいります。東南アジアは、特に「日本のガールズカルチャー」への理解が深く、また世界のファッションブランドが凌ぎを削っている地域であり、経済発展とともにファッションに対する関心が飛躍的に高まっています。当社は日本の新しいポップカルチャーの代表ともいえる『ギャル文化』と『かわいい』を体現するアイテムを強みとしており、東南アジアをはじめとして海外でも十分受け入れられると確信を持っております。

上記の海外進出により、国内と海外、2 つの成長エンジンで一層の事業拡大を目指し株主の皆様への利益水準の向上に努める所存です。

中期収益目標の実現をより確実にするため、上記、海外への事業展開を加速する事は大変重要であり、そのための必要資金は国内への投資に比べ、多額に上る事が予想されます。

また、当社が中期収益目標の実現、継続的な事業の拡大を計るために S B Y 社の事業基盤を一層強化、拡大していく事が不可欠であり、今後シナジーを持つと判断した企業に対しては企業買収や資本提携を含む戦略的提携（以下、「M&A」といいます。）の実施を検討しております。M

& Aは交渉過程の途中でその実現可能性を読むことが難しいため、事前の資金の確保が重要であると考えております。将来における有利な投資機会を失わないために、今回の資金調達の実施によりM&Aの資金を確保する必要があると判断致しました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き新株予約権買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）を締結いたします。

・不行使期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」という。）を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知（以下「不行使期間通知」という。）を行います。

・行使指示条項

当該契約に基づき、割当予定先に割り当てた本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指示（以下「本件行使指示」といいます。）を行うことができます。割当予定先は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と割当予定先が合意した期間のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使することを確約します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消す事はできません。

なお、当社は、行使指示を行う際には開示をいたします。

・行使義務期間の延長

上記にかかわらず、割当予定先において、以下のいずれかの事由が存在すると合理的に判断した場合、その旨を当社に通知することにより、かかる事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日を経過するまでは、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負い

ません（但し、かかる期間の経過前に割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。）。

- (i) 政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合
- (ii) 割当予定先又は割当予定先の関連会社且つ、金融商品取引業者であり、今回の割当予定先との協議等に関与したマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）（以下「MS J」という。）が法令、諸規則又はこれらの者が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合

（注）上記に定めるいずれかの事由の発生により割当予定先が本新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引日分延長されるものとします。

・行使指示の条件

当社が行う本新株予約権の行使指示は、以下の条件に従いかつこれを条件として行います。以下の条件のいずれかが充たされない場合には、割当予定先は、（仮に行使指示条項及び行使指示の条件に基づき請求されたとしても）本件行使指示に従った本新株予約権の行使義務を負いません（但し、割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。）。

- (i) 一度（指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使するものとする。）の本件行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が20,000,000円を超えないこと。
- (ii) 一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数が、本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする10連続取引日又は60連続取引日期間における当社株式の1日あたりの取引所における平均売買高数（ブルームバーグの公表した数とする）のいずれか少ない方の2分の1を超えないこと。
- (iii) 一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる本株式に係る議決権数と、割当予定先が既に保有している当社株式に係る議決権数との和が、当社の総株主の議決権数（本件行使指示に従い発行される本株式に係る議決権数を含む。）の5%を超えないこと。
- (iv) 本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数と割当予定先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）で割当予定先と特別の関係にあるもの（外国為替及び外国貿易法第

26条第2項第3号において引用する対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める。)が所有している当社の発行する一切の株式の数とを合計した数が、当社の発行済株式総数(本件行使指示に従い発行される本株式を含む。)の10%以上としないこと。

- (v) 当社が本件行使指示を発する日は、直前に当社が本件行使指示を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日目(または当社と割当予定先が合意するより短い期間)以降の日であること。
- (vi) 本件行使指示の直前において、当社について、金融商品取引法、金融商品取引所規則その他適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにも拘わらず未公表である情報、又は、未だ当社がかかる公表義務を負うに至っていないが、相当の可能性で公表義務を負う虞がある情報・状況(以下「未公開情報」と総称する。)が存在しないこと。
- (vii) 本件行使指示の直前において、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないこと。
- (viii) 本件買取契約において当社が表明保証した事項のいずれもが、本件行使指示の直前に行ったと仮定した場合、そのいずれもが真実かつ正確であること。
- (ix) 当社が第4回～第6回本発行要項第13項第(1)号又は第(2)号に基づく通知を発しておらず、かつ当社について同項第(2)号に定める事由が発生していないこと。
- (x) 本発行要項第13項第(3)号に基づく割当予定先からの通知及び本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前に残存する本新株予約権につき当社に取得を請求する旨の割当予定先からの通知が発せられていないこと。
- (xi) 行使直前の3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を少なくとも10%上回っていること。
- (xii) 本件行使指示時点において、取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日における当社普通株式の普通取引の終値の10%を超えて下落していないこと。

・エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならない。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。但し、①当社の役員、従業員並びに当社子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該

事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。

(注) 上記、不行使期間、行使指示条項、不行使期間及び行使指示の条件については、第4回乃至第6回合算の数値になります。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。

当社は、平成25年8月期決算において当社の前身企業である株式会社コネクトテクノロジーズにおける平成16年8月期以来の黒字決算を達成しましたが、成長局面に転換したばかりであり、財務基盤も盤石であるとは言い難く、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は厳しい状況にあります。また、新株式の第三者割当の可能性も探って参りましたが候補先が見つかりませんでした。

このような状況において、当社は、後記「(3) 本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- (i) 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。また、株主割当による新株発行は、株式価値の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。
- (ii) 新株予約権による資金調達は、新株式発行による方法と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること。
- (iii) 金融機関からの借入の場合、金利及び手数料の負担が財務の健全化に逆行するというデメリットが想定されるが、新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。
- (iv) 本新株予約権は、行使価額修正条項付のいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されることから、発行後の株価動向によって想定外の希薄化が進行するおそれがなく、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっていること。
- (v) 新株予約権に当社のコール・オプション（割当後当社取締役会の決議に基づき、15取引日前の事前通知により新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件）を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は 5,975,000 株となり、発行済株式の総数である 53,848,601 株を分母とする希薄化率は 11.1%となる見込みです。また、平成 25 年 6 月 28 日に第 3 回新株予約権を処分してから 6 ヶ月以内であることから、第 3 回新株予約権の処分したものを合算して希薄化率を計算した場合、処分時の当社の発行済株式数 52,374,951 株に対する、第 3 回新株予約権の行使分 1,473,650 株と今回発行株数の合計株数の比率は 14.2%となります。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権 1 個につき 100 株、合計 5,975,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

(i) 株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を 3 回のシリーズにわけ、予め将来の株価上昇を見込んだ 3 通りの行使価額を設定している。また、行使指示条項の存在により、資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。

(ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第 10 項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず 5,975,000 株で一定であり、希薄化率は、最大でも 11.1%までに制限される。

(iii) 一度に本新株予約権の行使を指示できる数には上限（①本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする 10 連続取引日又は 60 連続取引日の期間における当社株式の 1 日あたりの取引所における平均売買高数（ブルームバーグの公表した数とする）のいずれか少ない方の 2 分の 1 を超えないこととなる数、②本新株予約権が行使される結果割当予定先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げるものに限る。）で割当予定先と特別の関係にあるもの（外国為替及び外国貿易法第 26 条第 2 項第 3 号において引用する対内直接投資等に関する政令第 2 条第 4 項に定める。）が所有している当社の発行する一切の株式の数とを合計した数が、当社の発行済株式総数（本件行使指示に従い発行される本株式を含む。）の 10%以上とならない数、③本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の 5%を超えないこととなる数、④当該行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が 20,000,000 円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度）があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

(iv) 株価が上昇し、より有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、当該調達方法を選択し実行することができる。

【短所】

(i) 株価の下落により、本新株予約権の行使が権利行使期間内に行われない場合、資金調達額が減少する。

(ii) 割当予定先の基本方針として、当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された当社株式は、市場で売却される可能性が高いため、市場株価の下落を招く可能性がある。

(iii) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して行使価額の50%（第4回の場合30円、第5回の場合33円、第6回の場合37円）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均売買出来高が平成25年10月31日（払込期日と同日）に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均売買出来高の50%を下回った場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。

(iv) 株式市場において、当社への投資魅力が乏しいと判断された場合、当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。

(v) 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

項 目	金 額
新株予約権の発行による調達額	1,237,500 円
新株予約権の権利行使による調達額	400,125,000 円
発行諸費用の概算額（注）	23,406,250 円
差引手取概算額	377,956,250 円

注1. 発行諸費用の内訳

新株予約権の公正価値算定費用	700,000 円
有価証券届出書等開示資料作成費用	1,000,000 円
ファイナンシャル・アドバイザー費用	20,006,250 円
反社会的勢力との関連性調査費用	300,000 円
登記費用等	1,400,000 円

注2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

注3. 本新株予約権の行使期間に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

注4. 本新株予約権の行使に比例し当該行使額の5%が株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに対するファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。

注5. 計画通りに本新株予約権の行使が行われない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを計るとともに、別の資金調達方法を検討します。

注6. 登記費用につきましては、新株予約権の行使のタイミング、回数等の変化により、変動する可能性があります。

注7. 新株予約権の公正価値算定、有価証券届出書等開示資料作成、ファイナンシャル・アドバイザー、及び反社会的勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下の通りです。

新株予約権の公正価値算定：株式会社トリマラン・アカウンティング

（東京都港区 代表取締役 細谷 博司）

反社会的勢力との関連性調査：株式会社J P リサーチ&コンサルティング

（東京都港区 代表取締役 古野 啓介）

有価証券届出書等開示資料作成、及びファイナンシャル・アドバイザー：

株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー

（東京都港区 代表取締役 小幡 治）

（2）調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金 額（円）	支出予定時期
①	当社子会社であるS B Y社における金融機関借入金の返済のための子会社貸付	40,000,000	平成25年11月～ 平成25年12月
②	当社子会社であるS B Y社における海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付	150,000,000	平成26年2月～ 平成27年10月
③	S B Y社関連事業展開におけるM&A関連費用の支出	187,956,250	平成26年2月～ 平成27年10月

（注） 1. 手取金の具体的な使途

- ① 金融機関借入金の一部返済資金に充当予定でございます。

借入先の状況としましては、計116,800千円の金融機関からの借入残高があり、うち地域金融機関である信用金庫に対しての返済資金に充当予定でございます。

- ② 海外におけるS B Y社新規店舗出店及び準備費用に充当する予定でございます。

当社は、世界の中でも高水準の経済成長（IMF調査による世界経済見通し（改訂見通し2013年7月9日）において、ASEANの経済成長率は2013年で5.6%、2014年で5.7%であります。）が持続的に見込める 東南アジアを最重要地域と位置付け、これらの国の中間層の取込みが当社の経営戦略の今後の核となるよう取組んでまいります。東南アジア進出の試金石として、まずは「日本のガールズカルチャー」への理解が深く、また世界のファッションブランドが凌ぎを削っている地域で

あり、経済発展とともにファッションに対する関心が飛躍的に高まっている東アジア地域への出店を考えております。具体的には中国、香港、韓国、台湾、シンガポールなどを候補地として、現地の情報の収集、精査を進めている段階であり、これらの候補地の中から3店舗の新規出店の構想がございます。

- ③ S B Y社とシナジー効果が期待される企業へのM&Aの実施費用に充当する予定でございます。具体的には、S B Y社がもつビジネスアライアンス及びコンテンツ・ブランドで培った商品の企画、開発、広告宣伝計画及び販売促進計画ノウハウ並びにコンセプトマーケティングショップ直営店4店舗、F C店2店舗の店舗運営を通じて培った小売販売ノウハウを活かすために顧客基盤を持つ競合会社を想定しております。現在、対象会社は未定であります。構想においては平成26年2月から平成27年10月を目途に上記シナジー効果が期待出来る会社にM&Aの実施へ向け充たしいく予定であります。また上記の支出予定時期内での案件が未発生の場合においても、M&A案件に対し機動的な資金充当を可能にするため、案件が発生するまでの間、当社の銀行預金口座において保管する予定でございます。
2. 調達資金は、①金融機関借入金の返済資金を優先し、②海外におけるS B Y社事業展開にかかる費用及び③S B Y社事業展開におけるM&A関連費用については、優先順位を付けずに、具体的な案件がかたまったものから充当する予定でございます。なお、調達する資金の具体的な使途につきましては、「2. 募集の目的及び理由」も合わせてご参照ください。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. 調達する資金の額（1）調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり377,956,250円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、実際に変更された場合は、適宜開示いたします。また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達ができなかった場合には、更なる利益率の向上により資金を確保し、また、必要に応じて新たな資金調達の方法も検討する予定であります。
4. 本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、実際に支出するまで当社の銀行口座にて管理いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する予定です。

今回調達した資金を、金融機関借入金の返済及び当社の基幹業務の強化と関連事業の拡大に投資することによって、財務体質の向上とともに一層の事業拡大、収益向上及び事業基盤の強化を図ることが可能となると見込んでおり、当該資金使途は、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、第三者算定機関である株式会社トリマラン・アカウンティングに対し、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同社が本新株予約権の公正価値を算定した結果（本新株予約権の公正価値1個あたり第4回は37円、第5回は15円、第6回は10円）を踏まえ、本新株予約権の価値を当該算定における公正価値と同額の1個あたり第4回は37円、第5回は15円、第6回は10円と決定致しました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動、割当予定先が有するプット・オプション及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使する方針としており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%となった場合としております。

また、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社の流動性を鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をする想定です。評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安にしております。

本新株予約権を行使して得た当社株式の売却行動に関しては、当社株式の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく（日々売却される当社株式の数量については、1取引日当たりの当社株式の売買高の5%に相当する数とする）との前提を置いております。

割当予定先が有するプット・オプションについては、当社株式の株価が当該時点における本新株予約権の行使価額の50%相当額を下回った場合に行使されるとの前提を置いております。なお、当社株式の売買出来高については、将来にわたり一定の水準にとどまるという前提を置いているため、売買出来高の減少に伴ってプット・オプションが行使される可能性については、評価の前提に含まれておりません。

将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。

また、行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成25年10月15日）前営業日

の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値 60 円を、第 4 回は終値と同額、第 5 回は 10%、第 6 回は 25%上回る額に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、段階的に行使価額をあげており、将来の株価上昇を見越した設定となります。また、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権 1 個あたりの払込金額につきましては、社内検討委員会の意見とともに、本日開催の取締役会にて監査役 3 名全員（うち社外監査役 3 名）が、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社トリマラン・アカウンティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、③当該評価額と払込金額がほぼ同額であること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

また、当社から一定程度独立した者による今回の本新株予約権の発行の相当性及び必要性に関する客観的な意見書を入手するため、当社社外監査役である大松澤清隆氏、弁護士法人泉総合法律事務所の弁護士 泉義孝氏、本間公認会計士事務所の公認会計士 本間周平氏の 3 名によって構成された社内検討委員会からの客観的な意見も求めました。

社内検討委員会は、本新株予約権の発行の必要性及び相当性についての客観的意見を表明することをその役割として設置をしており、当社から一定の独立をしつつも社内の財務状況及び事業内容などの状況に精通した人物から構成されております。

社内検討委員会から平成 25 年 10 月 11 日に表明された意見書において、このたびの本新株予約権の発行にともない既存株式の希薄化が生じるものの、当社の資金調達必要性、調達資金の規模及び発行価額の相当性、本新株予約権の発行における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、当社にとって必要且つ相当である旨及び本新株予約権の払込金額についても、適正価額であり、有利発行には該当しない旨が記載されております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、平成 25 年 8 月 31 日現在の総議決権数に対して 11.1%（発行決議日現在の発行済株式数に対して 11.1%）の希薄化が生じます。また、平成 25 年 6 月 28 日に第 3 回新株予約権を処分してから 6 ヶ月以内であることから、第 3 回新株予約権の処分したものを合算して希薄化率を計算した場合、処分時の当社の発行済株式数 52,374,951 株に対する、第 3 回新株予約権の行使分 1,473,650 株と今回発行株数の合計株数の比率は 14.2%となります。（議決権ベースは 14.2%）

しかしながら、当該資金調達は、当社子会社である SBY 社における金融機関借入金の返済、海外における新規店舗出店及び準備費用並びに SBY 社とシナジー効果が期待される企業への M&A への投資を可能とし、結果として今後の業績と財政状態の改善に寄与し、既存株主の利益

に資するものと考えております。

また、当社株式の過去2年間の1日当たりの平均出来高は242,621株であり、直近6ヶ月間(平成25年4月から平成25年9月まで)の同出来高においても591,633株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数5,975,000株を行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は11,950株となり、上記1日当たりの出来高の5%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マッキャン (H. K. McCann) CEO G.C. ワード (G. C. Ward)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	793,646 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,663 人 (マッコーリーグループ) (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
連結純資産	784,017百万円	804,074百万円	850,440百万円
連結総資産	12,082,361百万円	11,809,937百万円	13,366,966百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
連結営業利益	95,118百万円	76,583百万円	101,110百万円
連結当期純利益	71,705百万円	55,507百万円	66,227百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

※ なお、当社は、割当予定先から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングを使った同社についての調査結果からも、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

当社は平成25年8月期決算において当社の前身企業であるコネクテックテクノロジーズにおける平成16年8月期以来の黒字決算を達成しましたが、成長局面に転換したばかりであり、財務基盤も盤石であるとは言い難く、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は厳しい状況にあります。

更なる経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況の中、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）である長倉統己と知己である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布 1-7-7 代表取締役 小幡 治）に資金調達の相談を行ったところ、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jを紹介され、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jの担当者と協議を重ねた結果、日本国内の上場会社 14

社に対して投資実績のあるマッコーリー・バンク・リミテッドの日本において成長性のある企業に投資を実施したい投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の子会社であるＳＢＹ社における金融機関借入金の返済及び海外新規店舗出店方針、並びに継続的な事業の拡大を図るためのＭ＆Ａによる事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

今回の資金調達に関しては、他の複数の会社からもご提案をいただいておりますが、マッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を採用した理由は、従前の実績（日本国内の上場会社１４社に対して投資実績あり）に対する評価のみならず、同社から提示された条件（コミットメント条項付きであり、当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また、同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米におけるネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとって有利であると判断したことによるものであります。

（注）１．本件第三者割当は、金融商品取扱業者であるＭＳＪが協議等に関与しており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。この規則は、会員が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに際し遵守すべき事項を定めるとともに、ＭＳＣＢ等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とするために定められた規則です。

２．株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、当社とのアドバイザー契約締結にあたり、自己又は自己の役員等はこれまで直接的又は間接的に反社会的組織又はそれに類する組織に該当又は関与し、これを援助したことはないこと等を誓約しており、これらに反する事実が判明した場合、当社は当該契約を直ちに解除し、また、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは当社が被った損害を賠償することとしております。当社は、当該アドバイザー契約を通じ得た情報をもとに精査を実施、及び情報検索などによる独自調査を行った結果に基づき株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

また当社の割当先選定基準に則り、取締役会における審議並びに社外監査役からの意見の確認等、適正な社内手続を取っております。

① 当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

割当予定先は、当社グループの財務状況を把握するとともに、当社子会社であるＳＢＹ社の強化を軸とした事業の積極的拡大の必要性、またそれを実践するための現経営陣の必要性を理解

し、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であるとのことから選定基準を満たしていると判断しております。

② 高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

割当予定先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd, の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。当社はAPRAが発行した健全性を有する銀行である旨の証明書を確認しております。

また、マッコーリーグループは、金融行動監視機構及びプルーデンス規制機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であります。さらに割当予定先のマッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jの担当者と当社代表取締役社長倉統己氏との直接面談において、高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

③ 法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

割当予定先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd, の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。当社はAPRAが発行した健全性を有する銀行である旨の証明書を確認しております。

また、マッコーリーグループは、金融行動監視機構及びプルーデンス規制機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であります。さらに割当予定先のマッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jの担当者と当社代表取締役社長倉統己氏との直接面談において、法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

④ 払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。

当社は、割当予定先の行使に要する財産の存在につき、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政状態について2011年から2013年のANNUAL REPORT（貸借対照表の預金

残高)を確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑤ 当社との緊密な連絡体制を構築できること。

マッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jの担当者と当社代表取締役長倉統己氏との間で直通の電話及びメールが開設され緊密に連絡を取り合えるとともに、直接面談を行っていることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑥ 実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当予定先であること。

割当予定先は、純投資を目的としているため、現時点においては実行可能な事業シナジーはなく、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針とのことから選定基準を満たしていると判断しております。

⑦ 特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

当社は、割当予定先から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティングを使った同社についての調査結果からも、反社会勢力と一切の関連が無いことを、以上の方法により確認しております。よって、選定基準を満たしていると判断しております。

なお、当社は、割当予定先が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑧ 割当予定先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

割当予定先が第三者へ譲渡を行う場合には、事前に当社の承諾の上で行うという契約のもとで行うことから選定基準を満たしていると判断しております。

⑨ 割当予定先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

割当予定先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所(ASX)に上場しており、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMS Jの担当者と当社代表取締役長倉統己氏との直接面談において、①～⑧のすべての基準を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

以上のとおり割当予定先の選定基準について、①～⑨は基準をすべて満たしております。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に並び、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として充分にメリットがあるものと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であり、有価証券届出書の効力発生後に締結される本件買取契約において、本新株予約権の譲渡が行われる場合には、譲受人は当該契約書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2010年度から2012年度のアニュアルレポート(豪州の2001年会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料であり、2013年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$9,500million(円換算額:933,470百万円))を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びプルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であります。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、上記(2)割当予定先を選定した理由⑦に記載の通り、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 8 月 31 日現在）	
株式会社エスアンドビー	58.28%
株式会社プラティア	3.71%
堀口 利美	1.97%
水口 雅之	1.96%
桑野 博一	1.32%
楽天証券株式会社	1.15%
西谷 茂樹	1.06%
矢吹 満	0.84%
山内 和男	0.67%
前田 司	0.55%

（注）１．募集前の持株比率は平成 25 年 8 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

２．マッコーリー・バンク・リミテッドは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているため、長期保有の方針はない旨確認しておりますので、処分後の大株主株主一覧は記載しておりません。

9. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明確になり次第、速やかに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による新株予約権の発行規模は、6. 発行条件等の合理性（2）に記載のとおり、議決権個数 538,476 個に対する当初行使価額における希釈化率が 11.1%であります。このため、①希薄化が 25%未満であり、②支配株主の異動を伴わない（本新株予約権が全て行使された場合でも、支配株主の異動は見込まれない）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の入手を要するものではありませんが、当社は本新株予約権の発行によって影響を受けることになる既存株主への説明義務を果たす必要があると判断し、当社からの依頼に

基づき、当社社外監査役である大松澤清隆氏、弁護士法人泉総合法律事務所の弁護士 泉義孝氏、本間公認会計士事務所の公認会計士 本間周平氏の3名によって構成された社内検討委員会からの客観的な意見も求めました。

社内検討委員会は、本新株予約権の発行の必要性及び相当性についての客観的意見を表明することをその役割として設置をしており、当社から一定の独立をしつつも社内の財務状況及び事業内容などの状況に精通した人物から構成されております。

なお、社内検討委員である泉義孝氏、本間周平氏のそれぞれの独立性の程度について、いずれも当社の子会社である株式会社コネクテクトテクノロジーズの過去の決算における会計処理の修正を目的とする調査委員会の委員ではあり、本間氏については同氏が所属する共立パートナーズ株式会社と当社の間においては決算における会計支援業務の委任関係が存在する者であります、いずれも過去に当社又は当社子会社の取締役、会計参与、もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないため、一定の独立性があるものと認識しております。

社内検討委員会からは、発行の目的・理由、調達金額、資金使途、希薄化率、割当先の選定、有利発行を含めた発行条件等を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行は、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、当社の企業価値向上のためには、事業基盤の構築、財務基盤強化のために資金調達をおこなう必要性があることから相当であるとの意見を得ております。

社内検討委員会から平成 25 年 10 月 11 日に表明された意見書において、このたびの本新株予約権の発行に伴って、既存株式の希薄化が生じるものの、当社の資金調達の必要性、調達資金の規模及び発行価額の相当性、本件第三者割当における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、当社にとって必要且つ相当である旨が記載されており、社内検討委員会からの意見を尊重した上で、当社社外監査役全員からの、当社の企業価値向上のためには、事業基盤の構築、財務基盤強化をおこなう必要性からも合理的である旨の意見も勘案し、適正であると判断したため、当社は本件第三者割当による新株予約権の発行を決議することといたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期
連結売上高	893,531千円	1,842,704千円	1,456,089円
連結営業利益	△353,913千円	△129,575千円	40,104円
連結経常利益	△423,023千円	△80,622千円	27,334円
連結当期純利益	△438,398千円	△183,978千円	42,069円
1株当たり連結当期純利益(円)	△15.67円	△3.88円	0.81円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	5.13円	2.46円	7.45円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年8月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	53,848,601株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年8月期
始 値	48円	69円	42円
高 値	139円	77円	65円
安 値	36円	37円	52円
終 値	70円	42円	64円

※当社は平成23年3月1日設立のため、平成23年8月期は平成23年3月1日から平成23年8月31日までの株価を記載しております。

② 最近 6 か月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	50円	56円	70円	78円	77円	56円
高 値	77円	84円	78円	83円	79円	65円
安 値	47円	55円	59円	64円	54円	52円
終 値	55円	68円	77円	75円	56円	64円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

④ 発行決議日前営業日における株価

	平成 25 年 10 月 11 日
始 値	61 円
高 値	61 円
安 値	58 円
終 値	60 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・自己新株予約権（行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当））の処分に
関するお知らせ（MS フラント）

処 分 期 日	平成 25 年 6 月 28 日
処 分 新 株 予 約 権 数	39 個
処 分 価 額	総額 1,140,828 円（新株予約権 1 個当たり 29,252 円）
当 該 処 分 に よ る 潜 在 株 式 数	当初の行使価額（61 円）における潜在株式数：1,598,337 株 行使価額上限値（82 円）における潜在株式数：1,188,993 株 行使価額下限値（38 円）における潜在株式数：2,565,771 株
資金調達の額（新株予 約権の行使に際して出 資される財産価額）	資金調達の額 98,640,828 円 （内訳）新株予約権処分価額分：1,140,828 円 新株予約権行使価額分：97,500,000 円 （処分諸費用概算額控除後の差引手取概算額：94,524,053 円）
行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条項	当初行使価額 61 円（前週金曜日である 6 月 21 日終値の 90% となります。）行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額（1 円未満切り捨て）に修正されます。このため、処分決議日である 6 月 28 日の当初行使価額は、前週金曜日である 6 月 21 日終値（68 円）の 90% で 61 円となります。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額（82 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額（38 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
行 使 期 間	平成 25 年 6 月 28 日から平成 26 年 5 月 27 日
その他処分自己新株予 約権に関して投資判断 上重要又は必要な事項	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 ② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 1 ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができます。 ③割当先の権利義務の処分先への承継 本新株予約権の発行時に締結した当初割当先との割当契約に基づき、当初割当先の権利義務は本新株予約権の処分先に承継されます。
募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当により割当てる

割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における 当初の資金使途	①S B Y社新規店舗出店及び準備費用 ②S B Y社新サービス導入準備費用
発行時における 支出予定時期	平成 25 年 7 月～平成 26 年 5 月
現時点における 行使状況	行使済株式数 1,473,650 株 行使金額 97,500 千円
現時点における 充 当 状 況	S B Y社による業容を拡大し更なる収益力の強化のため、S B Y社における販売促進費及び広告宣伝費等の投資のほか、S B Y社の新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資に充当予定。

・第三者割当による行使価額修正条項付第3回新株予約権（MSワラント）

発 行 期 日	平成 24 年 5 月 28 日
発行新株予約権数	120 個
新株予約権の発行価額	本新株予約権 1 個当たり 25,000 円（総額 3,000,000 円）
当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	当初の行使価額（55 円）における潜在株式数：5,454,480 株 行使価額上限値（82 円）における潜在株式数：3,658,440 株 行使価額下限値（38 円）における潜在株式数：7,894,680 株
資 金 調 達 の 額 （新株予約権の行使に 際して出資される財産 の 価 額 ）	総額 303,000,000 円（手取概算額 283,800,000 円） 内訳 新株予約権発行による調達額 3,000,000 円 新株予約権行使による調達額 300,000,000 円
行 使 価 格 及 び 行使価額の修正条項	当初行使価額 55 円（前営業日である 5 月 10 日終値の 105% となります。） 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額（1 円未満切り捨て）に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額（82 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額（38 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当方式
割 当 先	Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）60 個 Brillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）60 個
そ の 他	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。 ② 行使制限

	本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 1 ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができる。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
発行時における 当初の資金使途	・ S B Y 社の販売促進費及び広告宣伝費 ・ 有限会社ブレーンへの借入金元利金返済 ・ 有限会社インターコスモスへの借入金元利金返済 ・ 堀口利美氏への借入金元利金返済
発行時における 支出予定時期	平成 24 年 6 月から平成 25 年 1 月
現時点における 行使状況	行使済株式数 3,920,348 株 行使金額 150,000 千円
現時点における 充当状況	平成 24 年 8 月 31 日付「子会社の異動を伴う株式譲渡及び行使価額修正条項付第 3 回新株予約権（第三者割当）（MS ワラント）調達資金使途等修正に関するお知らせ」においてお知らせしております調達資金使途のうち、S B Y 社の販売促進費及び広告宣伝費(69.7 百万円)並びに各借入金元利金返済(115.6 百万円)に充当済み。

・ 第三者割当増資

発行期日	平成 23 年 6 月 16 日
調達資金の額	301,000,000 円（差引手取概算額）
発行価額	10 円
募集時における 発行済株式数	15,204,224 株
当該募集による 発行株式数	32,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	47,204,224 株
割当先	佐藤辰夫
発行時における 当初の資金使途	有限会社ブレーンに対する借入金返済
発行時における 支出予定時期	平成 23 年 6 月 16 日
現時点における 充当状況	当初の資金使途のとおり充当済

11. 発行要項
別紙のとおり。

株式会社コネクトホールディングス第4回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社コネクトホールディングス第4回新株予約権（第三者割当て）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 740,000 円

3. 申込期日

平成 25 年 10 月 31 日

4. 割当日及び払込期日

平成 25 年 10 月 31 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権総数 20,000 個すべてをマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 37 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 60 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たり} \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{行使価額} & \times & & & \\ & & & & \text{既発行} & + & \\ & & & & \text{株式数} & & \\ & & & & & & \text{1株当たり時価} \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用

する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証

券取引所（その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。本発行要項において、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり37円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の

他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり37円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して30円（但し、第10項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均売買出来高が平成25年10月31日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回った場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり37円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 37 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 25 年 10 月 11 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

当社 経営管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 表参道支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社コネクトホールディングス第5回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社コネクトホールディングス第5回新株予約権（第三者割当て）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 300,000 円

3. 申込期日

平成 25 年 10 月 31 日

4. 割当日及び払込期日

平成 25 年 10 月 31 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権総数 20,000 個すべてをマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 15 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 66 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たり} \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & \text{行使価額} & \times & & & \\ & & & & \text{既発行} & + & \\ & & & & \text{株式数} & + & \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たり時価}} \\ & & & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たり時価}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを

適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証

券取引所（その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。本発行要項において、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり15円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の

他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり15円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して33円（但し、第10項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均売買出来高が平成25年10月31日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回った場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり15円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 15 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 25 年 10 月 11 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

当社 経営管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 表参道支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社コネクトホールディングス第6回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社コネクトホールディングス第6回新株予約権（第三者割当て）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 197,500 円

3. 申込期日

平成 25 年 10 月 31 日

4. 割当日及び払込期日

平成 25 年 10 月 31 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権総数 19,750 個すべてをマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,975,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

19,750 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 10 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 75 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを

適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。本発行要項において、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり10円の価額で、本新

株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり10円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して37円（但し、第10項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均売買出来高が平成25年10月31日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回った場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり10円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものと

する。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 10 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 25 年 10 月 11 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 125%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

当社 経営管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 表参道支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上